



01 警察庁(特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 16 columns: 管理コード, 具体的事業を提案するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, '措置'の分類の見直し, '措置'の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, '措置'の分類の見直し, '措置'の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係官庁)

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管官庁	
010100	ストリートミュージックのライセンス制度	道路交通法(昭和35年法律105号)第77条	道路において私的演奏等、又はロケーションする等一般交通に支障を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を通行する行為が道路に於ける一般の交通に支障を及ぼすような行為で、公安委員会がその土地の道路又は交通の状況により、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して、条例や道路法などで規制されているが、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	オーケストラなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを交付し、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	「音楽産業界」の形成に向けて、道路使用や騒音を含む各種イベント等において、地域住民や道路利用者等の負担を軽減し、安全な環境を整えることが重要である。また、アーティストによるパフォーマンスの活用は、観光振興や地域の活性化に寄与する。道路使用や騒音を含む各種イベント等において、地域住民や道路利用者等の負担を軽減し、安全な環境を整えることが重要である。また、アーティストによるパフォーマンスの活用は、観光振興や地域の活性化に寄与する。	D													1109140	株式会社アイシー、オープン・プロモーション、株式会社日本人コミュニケーション協議会	警察庁、文部科学省	
010170	香港地上陸許可の要件緩和		現在、公共の場におけるパフォーマンスパフォーマンスに関して、条例や道路法などで規制されているが、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	現在、公共の場におけるパフォーマンスパフォーマンスに関して、条例や道路法などで規制されているが、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	現在、公共の場におけるパフォーマンスパフォーマンスに関して、条例や道路法などで規制されているが、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	現在、公共の場におけるパフォーマンスパフォーマンスに関して、条例や道路法などで規制されているが、一定の審査を通過したパフォーマンスにより、道路における当該行為の安全と円滑を阻害するおそれがあることを認め、必要な措置を講ずる必要と認め、公安委員会の認可を得た上で、当該行為を営む者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	C													101810	沖縄県、那覇港管理組合	警察庁、法務省	
010180	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置		北海道では、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の受け入れが、農産物の生産及び加工工程において必要とされている。しかし、現在の制度では、研修期間が短く、技能実習生の受け入れが制限されている。また、農業分野の労働力の不足が深刻化している。このため、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置の導入が求められている。	北海道では、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の受け入れが、農産物の生産及び加工工程において必要とされている。しかし、現在の制度では、研修期間が短く、技能実習生の受け入れが制限されている。また、農業分野の労働力の不足が深刻化している。このため、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置の導入が求められている。	北海道では、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の受け入れが、農産物の生産及び加工工程において必要とされている。しかし、現在の制度では、研修期間が短く、技能実習生の受け入れが制限されている。また、農業分野の労働力の不足が深刻化している。このため、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置の導入が求められている。	北海道では、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の受け入れが、農産物の生産及び加工工程において必要とされている。しかし、現在の制度では、研修期間が短く、技能実習生の受け入れが制限されている。また、農業分野の労働力の不足が深刻化している。このため、農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置の導入が求められている。	D													102710	北武グループ	警察庁、法務省、厚生労働省	
010190	留学生アルバイト時間の廃止		現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を撤廃する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を撤廃する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を撤廃する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を撤廃する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	C													105710	宇都宮駅前株式会社	警察庁	
010190	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和		現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を緩和する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を緩和する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を緩和する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、日本企業に就職する留学生に対しては、アルバイトの制限を緩和する。これにより、留学生の労働時間の柔軟化が可能となる。また、日本企業への就職意欲が高まり、留学生の労働力の確保が期待される。	C													200310	株式会社日本ユニバーサル	警察庁、法務省	
010200	在留外国人の介護施設への就業機会を創出する取り組み		外国人介護福祉士の研修・就業の促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、在留外国人の介護施設への就業機会を創出し、外国人労働力の確保を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業の促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、在留外国人の介護施設への就業機会を創出し、外国人労働力の確保を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業の促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、在留外国人の介護施設への就業機会を創出し、外国人労働力の確保を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業の促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、在留外国人の介護施設への就業機会を創出し、外国人労働力の確保を図ることが重要である。	C													106310	株式会社健康福祉局、横濱市介護福祉協議会、横濱市介護福祉協議会、横濱市介護福祉協議会	警察庁、法務省、厚生労働省	
010210	外国人介護福祉士の研修・就業促進		外国人介護福祉士の研修・就業促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、外国人介護福祉士の研修・就業促進を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、外国人介護福祉士の研修・就業促進を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、外国人介護福祉士の研修・就業促進を図ることが重要である。	外国人介護福祉士の研修・就業促進は、介護分野における外国人労働力の確保に不可欠である。このため、外国人介護福祉士の研修・就業促進を図ることが重要である。	C													107613	ウェルコ株式会社	警察庁、法務省、厚生労働省	
010220	外国人労働者の雇用促進		先進国産業界は、人手不足が深刻化している。このため、外国人労働者の雇用促進を図ることが重要である。また、外国人労働者の雇用促進は、産業界の活性化に寄与する。	先進国産業界は、人手不足が深刻化している。このため、外国人労働者の雇用促進を図ることが重要である。また、外国人労働者の雇用促進は、産業界の活性化に寄与する。	先進国産業界は、人手不足が深刻化している。このため、外国人労働者の雇用促進を図ることが重要である。また、外国人労働者の雇用促進は、産業界の活性化に寄与する。	先進国産業界は、人手不足が深刻化している。このため、外国人労働者の雇用促進を図ることが重要である。また、外国人労働者の雇用促進は、産業界の活性化に寄与する。	C														1109150	株式会社光栄、株式会社日本ユニバーサル協議会	警察庁、法務省、厚生労働省

01 警察庁(特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 16 columns: 管理コード, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管府省庁. Rows include 010230 (技術の必要経験年数の緩和), 010240 (留学生の卒業後の起業活動を特定活動として許容される活動に追加), 010250 (医療事故救済特区(事故調査委員会)の調査と調整する旨の規定の創設), 010260 (21世紀のパンチングジム), 010270 (パンチング営業店における買付提供方法の見直し).